

令和5年度

南三陸町議会会議録

4月会議	4月26日	開	会
	4月26日	散	会

南三陸町議会

令和5年4月26日（水曜日）

令和5年度南三陸町議会4月会議会議録

令和5年4月26日（水曜日）

---

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
行政管理課長	菅原義明君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
次長兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博
主事	小野真里

議事日程 第1号

令和5年4月26日（水曜日） 午前10時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 行政報告
- 第4 報告第1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第5 報告第2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
- 第6 議案第1号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 6 まで

午前10時00分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

令和5年度の初議会となります。さきの人事異動によりまして、議場出席管理職の皆さんにも大幅な異動がございました。議場の活性化が図られるよう御期待を申し上げます。

年度のスタートでございますので気を引き締めて臨みたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

当局より、副町長の就任並びに4月1日付の人事異動に伴う議場出席管理職の職員の異動について、これを議会に報告した旨の申入れがありました。この際、これを許可いたします。

副町長。

○副町長（三浦 浩君） おはようございます。

さきの南三陸町議会3月会議におきまして選任の同意を賜り、4月1日付をもちまして副町長を拝命いたしました三浦でございます。

微力ではございますが、これまで町職員として行政に携わってきた経験を最大限に生かし、町長の補佐役として、誠心誠意、全力を尽くしてまいる所存でありますので、議会議員の皆様様の御指導、御鞭撻を心からお願いを申し上げます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、4月1日付人事異動に伴います管理職の紹介をさせていただきます。

お手元に令和5年度南三陸町常勤特別職及び管理職名簿を配付しておりますが、議場出席管理職中、今回異動した管理職のみを御紹介いたします。

企画課長岩淵武久、前職は行政管理課長でございます。行政管理課長菅原義明、前職は会計管理者兼会計課長でございます。町民税務課長高橋伸彦、前職は町民税務課課長補佐兼税務係長でございます。保健福祉課長及川貢、前職は教育委員会事務局次長兼学務係長でございます。農林水産課長兼自然環境活用センター所長、農業委員会事務局長遠藤和美、前職は建設課課長補佐でございます。会計管理者兼会計課長男澤知樹、前職は議会事務局長、監査委員事務局長でございます。歌津総合支所長山内徳雄、前職は町民税務課上席主幹兼資産税係長でございます。南三陸病院事務部事務長佐藤宏明、前職は企画課長でございます。議会事務局長、監査委員事務局長佐藤正文、前職は町民税務課長でございます。最後に、総務課長

兼選挙管理委員会事務局書記長千葉啓、前職は農林水産課長兼自然環境活用センター所長、農業委員会事務局長でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ただいまの出席議員数は13人であり、定足数に達しておりますので、令和5年度南三陸町議会4月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条の規定により議長においてこれを許可しております。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において7番佐藤正明君、8番及川幸子君を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

#### 日程第2 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第3 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、行政報告を行います。

書面にて提出された工事関係の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で工事関係の行政報告に対する質疑を終了します。

これで行政報告を終わります。

---

#### 日程第4 報告第1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分 の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月31日付で公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おはようございます。改めまして、4月1日付人事異動により町民税務課長を拝命いたしました高橋でございます。議員皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書4ページから9ページまで、議案関係参考資料は2ページから30ページとなっております。

議案関係参考資料により御説明いたします。資料の2ページをお開き願います。

まず、条例改正の理由といたしまして、専決処分を行った本条例は、町長説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日から施行されることに対応できるよう、南三陸町町税条例の一部を改正したものであります。

次に、条例改正の概要につきまして、主なものについて説明いたします。

まず、個人町民税に係る改正点として、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例です。租税特別措置法で規定する免税対象飼育牛に係る住民税所得割の課税免除の特例について、令和6年度までの特例期限を令和9年度まで延長する改正であります。これにつきましては、肉用牛の生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的な供給を図るべく、肉用牛売却所得の課税特例措置という制度によりまして、家畜市場などに肉用牛を売却した場合、1頭当たり100万円未満の牛について、その農業所得に係る所得税、それと住民税の課税が免除される制度でございます。昨今の状況が、景気変動による枝肉価格、それから子牛価格の変動、加えて飼料代、餌代ですね、の高騰に伴うコストの増大などによりまして肉用牛経営は厳しい状況であることなどから、この特例措置を継続し、かつその期限を延長するものでありま



す。

次に、軽自動車税に係る改正点といたしまして、1つ目の軽自動車税（環境性能割）の税率区分の見直しについてです。軽自動車を新たに取得したときに課税される軽自動車税の環境性能割について、現行の税率を令和5年12月末まで据え置き、令和6年1月から税率区分を段階的に見直す改正となります。軽自動車を取得した際に課税されるものでありまして、以前は自動車取得税として徴収しておりましたが、令和元年の10月から軽自動車税の各車種の燃費性能に応じて税率区分によりまして、非課税、または取得価格に0.5%から2%を乗じた環境性能割と言われる軽自動車税について、車両本体の納期の長期化、それから物価高に直面している状況を踏まえ、令和5年3月末までの適用期限を本年の12月末まで延長するものであります。また、税率区分について令和6年度から令和7年度まで段階的に見直す改正であります。

2つ目は、軽自動車税、こちらは種別割のグリーン化特例の延長についてであります。環境性能の優れた電気自動車などを取得した場合におけるグリーン化特例、軽減課税と言われますけれども、それについて適用期限を3年延長するものであります。これにつきましては、これまでは、対象車両の初年度登録が令和3年4月1日から令和5年3月31日までの場合、登録した翌年度の軽自動車税の種別割が軽減される制度を延長する改正でありまして、本年の3月31日までの登録車両までが対象だったものを、電気自動車などの普及や市場の活性化を促すべく、令和8年3月31日までの登録車両について適用を延長するものであります。

それと軽自動車税のもう一つ、3つ目ですが、特定小型原動機付自転車に係る税率の新設についてです。道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、いわゆる電動キックボードを主な対象とする特定小型原動機付自転車の車両区分が新設されたことによりまして、当該車両区分、いわゆる電動キックボードに対する軽自動車税の種別割の税率を2,000円とするものであります。なお、道路交通法の改正が令和5年7月1日施行でありますことから、実際の課税は令和6年度の軽自動車税種別割より課税となるものであります。

最後に、3つ目といたしましてその他といたしまして、平成31年度に制定されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によりまして、来年度、令和6年度から課税される森林環境税に対応するため、その賦課徴収方法及び納税通知書に記載すべき事項を規定するものです。これにつきましては、既に平成31年度から市町村や都道府県に対しまして森林環境譲与税が譲与されておりますが、その財源となる森林環境税を来年度から国税として国内に住所のある個人に対して課税されるものでありまして、1人当たり年額1,000円が賦課徴収さ

れるものでありますが、その徴収方法として、市町村の個人住民税の均等割と併せて徴収するものとなります。

そのほかといたしまして、法律改正に伴う条ずれ等の改正を行っております。

次ページの3ページ、それから4ページは、今回条例改正した各条文についての改正ポイントとそれに対応した条項、改正内容等を表にしてまとめております。

なお、補足資料は5ページから41ページまでの新旧対照表を御参照いただければと思います。

以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

10番今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 専決処分の分ということで伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、肉用牛に対する免税ということで説明がありました。飼育している農家の方たちは大変厳しい状況だという、そういう説明もありました。そこで伺いたいのは、現在、免税対象飼育牛を育てている農家なんですけれども、減っているのか、それとも横ばい状態で耐え忍んでいるのかというか、そういうところをもしお分かりでしたら伺いたいのと、あともう1点は、課税免除分なんですけれども、それというのは、免税なった分、国等から補填等はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 肉用牛の経営軒数ということでございますが、令和元年度末ですと34軒、令和2年度末ですと35軒、3年度末ですと29軒ということで、若干減っているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 減免になった分の補填については、特にそういった措置等はありません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 飼育農家、少しずつ減っているということなんですけれども、そこで見通しを伺いたいんですけれども、現在人手等も出ているようなので、今後、経済状況から見てどのような形で肉の値段が上がりそうかどうか、そういうのをお見通しでしたら伺いたいと思います。

あと、免除分に関しては補填がないということで分かりました。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 肉の値段というところでございますが、県内全般を見ますと、牛を販売した場合の価格というのは若干上がっているという現状です。キロ当たり2,000円台前半から2,000円台の後半という形で価格については上昇している現状です。ただ、経営が厳しいという部分については、昨年度ですと飼料代の補助とかそういうものを行っておりますので、今年度も財源があればそういうもので対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告第1号の件を終わります。

---

日程第5 報告第2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 次に、日程第5、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、令和5年3月31日付で公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分について細部説明させていただきます。

改正条例本文は議案書12ページ、それから議案関係参考資料は31ページから41ページとなっております。

議案関係参考資料31ページを御覧願います。

まず、条例改正の理由につきましては、専決処分を行いました本条例につきましては、町長説明のとおり、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日付で公布され、令

和5年4月1日に施行されることに対応するため、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び軽減拡充の措置等を講ずる必要があることから、南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正するため制定したものであります。

次に、条例の改正の概要であります。

1といたしまして、国民健康保険税の後期高齢者支援金等に係る課税限度額を、表のとおり、下線部分になりますが、現行の20万円から22万円に引き上げたものです。それに伴いまして、課税限度額の合計も現行の102万円から104万円となります。

2といたしまして、国民健康保険税の軽減措置につきまして、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ下の表のとおり引き上げたものです。まず、7割軽減につきましては現行どおりの軽減判定所得であり、改正はございません。次に、今回改正となる5割軽減については、表の現行、それから改正後のとおり、下線部分の被保険者の数に乗すべき金額が現行28万5,000円から29万円となり、5,000円の引上げとなります。次に、2割軽減について、同じく表の下線部分の被保険者の数に乗すべき金額、これが現行52万円から53万5,000円となり、1万5,000円の引上げとなります。

その他、関係法令の規定と合わせるための改正を行っております。

以上、報告第2号の細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって報告第2号の件を終わります。

日程第6、議案第1号令和5年度（「議長、議事進行」の声あり）三浦清人君。

○11番（三浦清人君） この行政報告の資料なんですが、最初に渡されていたのがあるんです。

今朝来たら、差し替えというかね、新しいのがボンと置かれてあった。（「うん」の声あり）ほら行政報告、この資料。（「日程」の声あり）日程、日程、行政報告って日程だね。最初に渡されていた。それで、今朝来たらこれがあった。控室で何か差し替えがどうのこうの、教育委員会のどうのこうのと話が聞こえてあった。その内容がどうなんだろうなと思って見比べていたの。そのときにやっぱりね、一応配付しているものだから、こういうところが変わりましたとか、差し替えですよという話はあってもいいのかなど。見たら、教育委員会で4月の19・20日のやつが削除されていたというか、新しくね。そういうものになっているものだから、どうしてそうなったのかということぐらいは、議会運営委員会の中では話があったと思うんですが、我々分からない。その辺お話ししてもらえばなというふうに思うんです。

が。

○議長（星 喜美男君） 休憩してもいいですか。

○11番（三浦清人君） はい。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時25分 再開

○議長（星 喜美男君） それでは、再開いたします。

---

日程第6 議案第1号 令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第1号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第1号令和5年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として本町が行うワクチン接種のほか、低所得の子育て世帯に対する生活支援に係る所要額を計上したものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、議案第1号令和5年度南三陸町一般会計補正予算（第1号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億783万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を107億8,783万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、ただいま町長が申しあげましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対策及び低所得子育て世帯臨時特例給付金を給付金として国庫支出金で措置された財源により、新型コロナウイルスワクチン接種事業を行うとともにその体制確保に係る経費及び子育て世帯の負担軽減を行うための予算となっております。

次に、2ページ、第1表歳入歳出予算補正でございまして。

予算の詳細につきましては後ほど申し上げますので、ここでは款ごとの構成比のみを申し上げます。

まず歳入、14款国庫支出金、構成比が13.1%、補正されなかった款項に係る額につきましては86.9%となっております。

次に、3ページの歳出でございます。

3款民生費、構成比が18.4%、4款衛生費が11.8%、補正されなかった款項に係る額が69.8%となっております。

次に、歳入から予算の詳細を御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

最初に、14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金、補正額3,415万5,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業といたしまして、歳出の予防費に予防接種委託料として充当しております。

次に、14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金、674万3,000円につきましては、エネルギーや食料品高騰に対応する物価高対策といたしまして、住民税非課税世帯子育て世帯に給付する特例給付金となっております。

同じく14款2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金、6,694万円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る接種体制確保事業費補助金でございます。今年度、65歳以上の高齢者、基礎疾患を持っている方及び医療従事者を対象に6月からの接種予定となっております。

続いて、8ページ、歳出でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、補正額674万3,000円につきましては、歳入で申し上げました住民税非課税子育て世帯等に1世帯当たり5万円の給付金を支給するものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、補正額531万3,000円につきましては、今年度、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費といたしまして会計年度任用職員各種人件費を計上いたしまして、次の2目予防費における補正額9,578万2,000円につきましては、8ページ下段から9ページにかけてまして予防接種に係る各種委託料等を計上したものでございます。

以上、補正予算の細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行

ってください。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ページ数9ページ、委託料について伺いたいと思います。

まず最初にお聞きしたいのは、大分落ち着いてきたという状況なんですけれども、そこで伺いたいのは、まずこれまで当町において陽性者数はどれぐらいあったのか。そして、もし把握しているのであれば、亡くなった方等は何人ぐらいいるのか、その点伺いたいのと、あと、今回のこの国からの補助金での委託料なんですけれども、委託先はこれから決まるんでしょうけれども、委託された場合に、これぐらいの金額の中で当町における、何といたしますか、いろんな経済効果を兼ねた使われ方というのがされるのかどうか。例えば、委託金のうち全部中央等の業者さんのほうに委託されて、そのまま終わるのか。それとも何かの形で町の方が雇用なりなんなり生じるのか、その点伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） おはようございます。よろしく願いいたします。

まず、1点目の感染者数についてでございますけれども、令和3年度からの数字で申し上げますと、令和3年度が23名、令和4年度が593名、それから……、大変失礼いたしました。年度ではなくて年ですね。令和3年が23名、令和4年が593名、令和5年が現在までで137名ということになっております。ただ、御承知のとおり昨年の9月からはカウントの仕方が変更になっておりまして、発生届の対象者というのが、現在は高齢者、それから妊婦の方々などが対象というか限定されておりますので、そういったところになっております。必ずしも現在、正確な実態といたしますか、そういったところが丸々反映されているかという点と、ちょっとそういうところは影響しているのかなというふうに思います。

それから、亡くなった方につきましては、ちょっとそのあたりについてはこちらでは把握しておりません。

2点目の委託業務の関係なんですけれども、雇用の部分で言いますと、この委託業務、何種類かございますけれども、その中で、例えば会場の運営とか駐車場の運営とか、そういった部分で町内の方を委託業者が募集してというところはございますが、結局限られた期間といたしますか、今回で言いますとこの春に接種する日数に関しては21日間ということになりますので、根本的な雇用改善につながっているのかという点とちょっと厳しい感じはしますが、そのような形で町内の方が雇用されるというケースはあるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃ、感染者数に対してはそういったことで。

そこで伺いたいのは、何か県のほうで管理しているというそういったことを聞いたんですが、当町では具体には感染者数は管理できているのか、それとも保健所がほとんど、管轄していると思うので、そういったところになるのか、そのところを伺いたいのと、あと委託料に関しては、会場設営、いろいろ業務があるということなんですが、そこで、これまで委託されてきていて雇用のあった分はあるんでしょうけれども、実際の委託元として町内の会社なりなんなりが請けた例はあるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 感染者数の把握につきましては、保健所で管理をしております。毎日、保健福祉課のほうには前日の結果というのが届くことになっております。

それから、委託業務に関しましては、業務の性質上、なかなか町内の業者が請け負うということはこれまではないというところがございます。（「接種は基本病院だから、そういう意味では地元で落ちている」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 大変失礼しました。委託業務に関しては数種類ございますけれども、接種自体に関しては南三陸病院で請け負っており、委託をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 陽性者数に関しては昨今、今年になって数字的には増えているみたいなんですけれども、ただ、高齢の方と妊婦さんの方たちという把握みたいなんですけど、今後の動向というんですか、課長どのように見ているのか、伺っておきたいと思います。

あと、委託に関しては、病院があれなので、病院に全部委託なるのかどうか。例えば9ページの予防接種委託料3,400万円あるんですけれども、それは全部病院の委託になるのか、その辺だけ伺って終わりとします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今後の動向につきましては、今後、5月8日から5類への移行ということが一つ大きなポイントになるのかなと思います。その中で、当然ワクチン接種等、どのくらい受けていただけるのかというところもございますけれども、なおこちらでも動向を注視しながら感染対策の呼びかけ等をしていきたいと考えております。

それから、予防接種の委託に関しましては、トータルでこれまで気仙沼市医師会のほうに委託をして、その中で南三陸病院にやっていたというところがございますので、よ



ろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。何点かお伺いいたします。

まずもって7ページの国庫支出金の民生費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化事務費交付金9万3,000円出ております。次ページの8ページを見ますと、その額が歳出で、児童福祉総務費、その中で9万3,000円丸々時間外勤務手当に充てているようですけれども、この時間外、想定されるものは何なのか、9万3,000円。

それから、その下の歳出、8ページの扶助費665万円、子育て世帯生活支援特別給付金。説明ですと5万円の給付ということなんですけれども、該当者数は何名で、現金給付するのかどうか、その辺お伺いします。

それから、次の4款衛生費の保健衛生総務費の中で531万3,000円の補正があります。その補正の中で報酬、会計年度任用職員報酬とあります。それから、それに伴いまして職員手当57万4,000円ともろもろあるわけですけれども、この任用職員は何名なのか、1名なのか、そしてコロナのワクチン接種に常駐するのか、その辺お伺いいたします。

それから、前議員も聞いておりましたけれども、9ページ、委託料の中の先ほど予防接種3,415万5,000円、高齢者向けということで伺いました。そうすると、その下の5,684万8,000円、これ新型コロナウイルスワクチン接種体制支援業務委託料となっております。これも南三陸病院に委託となるわけですけれども、5月から5類に変わるわけですけれども、その辺の動向と、これはどのようにやっていくのか、該当が何名ぐらいいるのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） お答えいたします。

まず児童福祉総務費の職員手当につきましては、9万3,000円計上させていただいておりますけれども、子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務ということで計上させていただいております。今回、システムの改修等を行わないで、対象の人数が限られておりますので、自前で現存の職員の中で対応したいと考えております。

扶助費の665万円につきましては、現在のところ、対象世帯で申し上げますと59世帯、対象人数で言うと116人ということになっております。それから、加えて家計急変世帯17人分、合わせて133人分掛ける5万円ということで計上させていただいているところでございます。

それから、保健衛生費の会計年度任用職員の報酬の件でございますが、内容といたしまして

は事務補助2名分の報酬ということで、予算をお認めいただきましたなら、6月から3月までの10か月分ということで計上させていただいております。業務の内容といたしましては、今想定しているのでは、看護師の資格を持った方を任用いたしまして、接種会場での予診補助、接種者の健康管理、それから経過観察などに当たっていただきたいというふうに考えております。

それから、委託料の関係ですが、ちょっと答弁ずれておりましたら御指摘いただきたいと思っておりますけれども、今回、5月8日から5類へ移行するというので、接種の人数といえますか、少し接種控えみたいなのももしかしたら出てくるのではないかとということが考えられます。接種控えに関しましては、一つ5類への移行と、それから自己負担が発生したときにそういうことが考えられるかと思っておりますけれども、今回、予防接種法の臨時特例接種の中で今年度に関しては自己負担がないということで既に決定されておりますので、5月8日の5類に移行したときに、その心理的な影響といえますか、そういったところで接種控えが出てくる可能性はあるのかなというふうに思います。

そうした中でも接種を受けたいという方がしっかり受けられるような体制を整備していくところで、今回は接種可能な方全員分の予算として計上しているところでございます。今年度の接種計画でいいますと、春接種、6月から始まりますけれども春開始接種と9月から始まります秋開始接種、この大きく2つに分けられまして、春開始接種については6,000人分、秋開始接種につきましては9,000人分、この人数分の予算として計上させていただいているところです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 初めての答弁でありがとうございます。それこそ少し質問が多かったかなと思って反省しておりますけれども、その中で、ただいまの5類に移った場合の全額補助ということで、その辺は分かりました。自己負担が今年はないということで、後ろからいつていきますけれども、9ページからいつていきますけれども、6月は6,000人、9月は9,000人ということで、自己負担がないということが、全額補助ということなので、受ける人が多くなるのではないかなと思われるので、この辺はPRなどをして受けていただくよう、最後には個人の判断になるわけですが、よろしく願いいたします。

それから、8ページの会計年度任用職員2名分ということで6月から3月まで10か月分ということで、看護師さんを常駐、お手伝いもらうということなんですけれども、その中で職員手当、期末手当がありますけれども、勤勉手当はないわけです。これは国のほうからの指導

で任用職員には期末手当だけで勤勉手当はないということは分かっているんですけども、今後ですね、同じく会計年度任用職員はここだけでなくもっと庁舎内にはいるわけです。そうした場合、プロパーと一緒に仕事をしていて精神的に、片や期末・勤勉手当をもらう、片や期末手当だけもらうということにちょっとう、精神的なとらわれ方がされるんでないかなという嫌いがするんですけども、今後、これは町長にですけれども、格差をなくすために任用職員の期末手当、勤勉手当、一緒に、職員と同じような支給を考える、検討していくというような方向があるのかどうか。格差をなくするためにそういうことがあるのか、それは検討材料になるのかどうか、町長にお伺いいたします。

それから、事務費の関係の9万3,000円、これは時間外に充てるということなんですけれども、今までですとシステムを改修してそれなりにやっていたわけなんですけれども、今回聞きますと、システムは直さないで人手でやっていくから時間外で取ったということなんですけれども、そのほうが、時間外で取ったほうが効率がいいのか。システムを直すと膨大な金額がかかるわけなんですけれども、そういう解釈でよろしいのかどうか再度お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、最初に、会計年度職員の御質問のございました期末手当と勤勉手当の考え方につきまして説明いたします。

期末手当につきましては、御承知のとおり働いた期間に対して支給されるものでありまして、一方、勤勉手当につきましては、その働いた期間プラス業務成績というふうな部分が加味されるというふうな内容でございます。現状の国の制度に関しましては、会計年度職員に対しましては勤勉手当というのが制度的にありませんので、ただ、今、国のほうではこういった期末プラス勤勉手当というふうなものを制度として成立させる動きはございますので、今後同じような事業がございましたら、ここに期末・勤勉手当というふうな形の記載になるのかなというふうなところでございます。現状のところはまだ制度が確立されていないという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員、誤解しないでいただきたいのは、これは基本的には、町で制度設計しているわけではなくて、国の制度設計にのっかってそれぞれの全国の自治体が運用しているということですので、町独自でやるということではございませんので御理解をいただきたいと。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 一番最初の質問で、すみません、1点答弁漏れがございました。子育て世帯生活支援特別給付金、現金給付かということでございましたが、こちらは現金給付で、スケジュール感で申し上げますと、5月末まで対象の方の口座に振り込むということで予定しております。

それから、システム構築の関係でございますけれども、こちらにつきましては、システム改修というどうしても契約から始まってかなり期間がかかるというところもございまして、今回、この特別給付金に関しては国のほうで急いで急いでというところもございましたので、また、対象人数、先ほど申し上げましたように116人ということで、そういった人数も考えますとこちらの自前でエクセル管理をしてというところでやったほうが早いというところの結論に達して、このように予算として計上させていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、その辺は分かりました。システムを改修するとなると膨大な時間もお金もかかるので、その辺は時間外を使ってやるという方向、116人、全部で133人。現金といっても口座振込だと思われまますけれども、手抜きのないようにやっていただきたいと思います。

それから、職員手当の期末手当、勤勉手当の関係ですけれども、これは町長が町独自でやるものでないという事は分かります。そして、総務課長の答弁の中でも、国でもやはり任用職員に今後勤勉手当も出す方向でというふうな、先が明るいようなそういう説明がありましたけれども、ぜひ、働く職員にとっては同じ仕事、ここの今補正で出ている分だけでなくもっと庁舎内にはおりますから、そういう人たちの格差をなくすためにも、国の動向を見据えて、両方ですね、期末・勤勉手当、両方頂けるような形に推進していくべき、国の動向を見据えていくべきと思われまますので、今後ともその辺は御努力させていただきますよう要望いたします。

以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。1番伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） では、簡潔にいきたいと思います。私からは子育て世帯生活支援特別給付金ということで、ページは8ページの件をお伺いいたします。前段の質問で対象人数、世帯、それから支給目安等々既に伺いましたので、それに伴って確認したいと思います。

今回の給付金については初めてではないので、何らか既に、コロナ対策とかでもう既に行われておりますので、初めてではないという点で現行体制でも、職員体制でも支給できるとい

うことで、それも確認できましたが、ということは、支給要件は様々ありますが、全て町のほうで児童扶養手当受給世帯であったりとか住民税非課税世帯についてももう把握された上で、給付については既にプッシュ型がほとんどであると、申請は特に新たに必要ないという理解でいいかどうか、その点を再度確認できればなということでもまず1点目でございます。

そして、この給付について振込ということで伺っておりますが、マイナンバーとのひもづけとかそういう部分については町のほうで進んでいるかどうか、その点の部分をお聞かせいただければと思います。

そして3つ目なんですけど、今回、人数的には59世帯116名、それから家計急変世帯については17名分ということで、これは新たに申請が必要な部分かなというふうに捉えているんですが、これ増加傾向なのか。数字的には横ばいかなというふうに捉えているんですが、増加傾向というふうに捉えているのか、それとも現状そのまま横ばい傾向に捉えているのか、その辺の見解をお聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず1点目でございます。プッシュ型で間違いないかということでございますが、そのとおりプッシュ型で間違いございません。家計急変世帯に関しては、これまで同様、申請が必要でございますが、プッシュ型で間違いございません。

それから、マイナンバーとのひもづけということでございますが、この給付金に関しましては、昨年度も同様の給付をしております、昨年度給付された方をまず対象にしているというところもございますので、その方々につきましては従前から振込口座は町のほうで把握しているというところがございます。今後、新たな受給対象者が出てきた場合にマイナンバーを活用してというところはあるかと思いますが、今年度受給者分に関しましては昨年度のデータを基にやらせていただくということになります。

それから、3番目の受給対象者、人数に関しましては、私の認識では横ばいというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の質疑を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、前段答弁いただきましたので、ちょっとそれでまた各聞いていきたいと思うんですが、プッシュ型支援型になっていることで理解はいたしました、同時に、先ほどマイナンバーとのひもづけという点でお話しさせていただいたのは、例えば独り親世帯ではなくて二人親世帯ですとかそういった場合に、どうしても住民税非課税世帯が対象となるということで、この仕組みについては恐らく令和4年度分の住民税均等割が非課税であることも条件に入るのはないかなと。そういった意味で、4年度分というともう皆様、何でしょうね、最近終えられたばかりのところがとても多いです、そういった部分でしっかり支給対象に非課税世帯が入っていけるのかどうか、しっかりその体制が取られているかどうか、その点を再度確認できればなというふうに思います。

そして、同時に、申請が不要な世帯はもちろんいいんですけども、申請が新たに必要な世帯については、ちょっとやはりここ分かりづらい点が住民の皆さんにとってもあるかなという一つ懸念がございまして、要は、新たに申請が必要ということは、どれぐらい収入が減ったかという部分も一つ支給基準になると思うんですが、住民の皆様にとってはどのぐらい減ったら対象になるのというのが分かりにくいのではないかなと。分かりやすく周知して、対象になってしまったんだという世帯の皆様は新たにしっかり給付できるような周知の仕方ができるのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

そして、この給付について関連で質問させていただきますと、4月から厚生労働省から子ども家庭庁に子育て支援関係については業務移管されていると思いますので、この給付についても当局の係の皆様がスムーズに移管できているかどうか、そして業務が増えているのか増えていないか。大変だろうなというのは推察できるんですけども、その点お聞きできればと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 1点目の御質問に関しましては……、もう一度内容よろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君、もう1回。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、また簡潔にいきます。

住民税が非課税世帯の皆様は、何でしょうね、新たに申請が必要だとは思いますが、要は分かりづらさが住民の皆様にあるのではないかなという一つ心配事がありまして、要は家計が急変したという部分ですね。それを住民の皆さんで判断できるのかな、それとも、町のほうからこういった制度がありますよというような周知が図られるとは思いますが

も、直接対象者には恐らく、何でしょうね、直接的な投げかけというのは恐らく難しいのかなというふうになりますと、どのように相談をスムーズに受けて給付ができるのかどうか、その辺のちょっと中身的な部分を課長にお聞きできればなというのが質問の趣旨でございました。マイナンバーがひもづけされていれば恐らく、いろんな情報が町の皆様でも共有されているので、非課税世帯についても申請不要というふうにはなるとは思うんですが、ただ、先ほどの話ですと、やはりそこまでは行っていなくて、ある程度昨年度ベースの対象者を中心に給付するということでしたので……

○議長（星 喜美男君） 簡潔に行ってください。

○1番（伊藤 俊君） 失礼しました。その部分ですね、中身を課長にお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず家計急変世帯に関しましては、その基準となるものが、直近の1か月の収入額、これを12か月換算した収入見込額が児童扶養手当の支給制度限度額と同等の収入額未満となれば、支給対象となるということが示されております。当然一般の方々、町民の方々、なかなかこの部分を読んでもというところはあるかと思えます。今現在、チラシ、それから広報等、準備を進めているところでございますので、なかなかその部分で読み取れない部分が出てくるかと思えますが、できればそういったところは保健福祉課に御相談していただいて、一人一人状況は違うと思えますので、個別の相談に応じていただけらなというふうに思っております。

それから、4月1日から子ども家庭庁が設置をされまして、当然来る文書についてもかなりの量が国のほうから来ているというところで、制度が変わったりというのも大きくありまして、今、子育て支援係、3人体制の下、事務を進めておりますが、なかなか業務のほうを非常に苦勞しながらやっているといった現状であります。その中でこういうような給付金も出てきているというところで、さらにというところはございますけれども、課内協力し合って、何とかまずこの4月、5月という厳しい時期を乗り越えていきたいと考えております。

（「終わります」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって令和5年度南三陸町議会4月会議を終了いたします。

これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前11時26分 散会